

平成28年6月

京都市職員共済組合の組合員の皆様へ

京都市職員共済組合

扶養状況調査実施のお知らせ

組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を満たしているかを確認するため、地方公務員等共済組合法施行規程第97条に基づき、下記のとおり扶養状況調査を行います。

共済組合は皆様おひとりおひとりの保険料で成り立っていることから、被扶養者の実態を正しく把握することで、負担と給付の公平性を確保しています。被扶養者の公正かつ適正な認定のため、組合員の皆様には住民票や送金書類、収入に係る書類の提出等の負担をお願いすることになりますが、御理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

記

1 調査対象者 下記(1)～(3)のすべてを満たす被扶養者

- (1) 認定年月日が平成27年12月31日以前である者
- (2) 平成28年6月1日時点で、引き続き認定を受けている者
- (3) 平成28年4月1日時点で、満18歳以上の者

2 調査方法

対象となる組合員の方に対し、各所属を通じて「扶養状況調査票」を配付します。必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて各所属を通じて提出してください。

3 調査時期

平成28年7月上旬を予定しています。

4 必要な添付書類

- (1) 収入額に分かる書類（収入の種類によって添付書類が異なります。）
- (2) 居住形態に係る書類（調査対象者と同居しているかどうかで添付書類が異なります。）
→詳細は「(別紙)添付書類について」を御確認ください。

※注意

- ・必要書類は調査時に直近3箇月分が必要な場合もございますので、「(別添)添付書類」を確認のうえ、準備をお願いします。
- ・対象者により、提出していただく書類が異なりますので、御注意ください。
- ・当組合が扶養の事実を確認するうえで、このほかにも書類を求める場合がありますので、御承知おきください。

5 根拠法令等

(1) 地方公務員等共済組合法施行規程第97条

(組合員証の検認等)

第97条 組合は、組合の定めるところにより、組合員証の検認又は更新をするものとする。

2 組合員は、検認、更新又は記載事項の訂正のため、組合員証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。

3 組合は、前項の規定により組合員証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。

4 第一項の規定により検認又は更新を行なった場合において、その検認又は更新を受けない組合員証は無効とする。

(2) 京都市職員共済組合被扶養者認定基準

(扶養状況調査)

第14条 組合は、既に被扶養者として認定されている者について、その資格要件を継続して具備していることの調査を随時実施する。調査により、被扶養者としての要件を具備していないことが判明した場合は、原則としてその要件を欠くに至った日に遡って認定を取り消す。

6 その他

被扶養者としての要件を満たさない場合は、事実発生日に遡り、扶養削除となります。この場合、削除日以降の医療費については、共済組合から後日返還請求することとなりますので御注意ください。

(別紙) 添付書類について (裏面にもあります。)

対象者により、提出していただく書類が異なりますので、御注意ください。
また、当組合が扶養の事実を確認するうえで、このほかにも書類を求める場合がありますので、御承知おきください。

※ 複数の収入がある場合は、すべての収入が分かるように書類を提出してください。

〈例1〉 2箇所以上から給与収入がある場合は、すべての勤め先からの直近3箇月分の給与明細書

〈例2〉 2種類以上の年金を受給している場合は、受給しているすべての年金改定通知書

〈例3〉 給与収入及び年金収入がある場合は、直近3箇月分の給与明細書及び年金改定通知書

1 収入額の分かる書類 (すべて写し可)

収入の種類	必要書類	備考
給与収入がある場合	直近3箇月の給与明細書	左記の書類がない場合に限り ・雇用条件書 (給与額の記載のあるもの) ・直近3箇月の給与振込先口座の通帳 ※振込金額が印字されているページ及び口座名義人が判断できるページ ・給与支払い証明書 (様式不問) ※雇用主の証明があるもの。
利子・配当・不動産・事業・農業その他の収入がある場合	平成27年分確定申告書	左記の書類がない場合に限り ・平成27年分所得証明書 ※市区町村が発行する所得を証明する書類で、 <u>収入額及び所得の内容・種類・金額</u> が記載されているもの。市区町村によって名称が異なる場合があります (京都市の場合は「市・府民税所得証明書」)。
	及び上記に係る収支内訳書	・平成27年分の必要経費が分かる書類
年金収入がある場合	平成28年度年金改定通知書	左記の書類がない場合に限り ・直近の振込通知書 ・直近の年金額が分かる振込口座の通帳 ※振込金額が印字されているページ及び口座名義人が判断できるページ
失業等給付金、傷病手当金、その他継続的に得ている収入がある場合	収入額の分かる書類	〈提出書類の例〉 ・雇用保険受給資格者証 (両面) ・傷病手当金支給決定通知書 等
無収入の場合		なし ・調査票には必ず0円と記入してください。

※調査における年収の考え方

例) 収入: 4月 (80,000円)・5月 (70,000円)・6月 (90,000円)

平均収入: 4月~6月の合計 240,000円 ÷ 3箇月 = 80,000円

80,000円 (月平均) × 12箇月 = 960,000円 (年間収入推計額)

裏面にもあります。

2 居住形態に係る書類（すべて写し可。年齢は平成28年4月1日時点）

被扶養者との居住形態	続柄等	必要書類	備考
同居	①配偶者 ②22歳以下の子、孫、弟妹	なし	
	上記以外の者 ①親、②祖父母、③兄弟、 ④甥・姪、⑤23歳以上の子、孫、弟妹等	住民票	同居していることが分かるもの（本籍記載不要。直近3箇月以内に発行されたもの。発行日の記載のあるページを除かないよう注意。）
※別居	学生、単身赴任、施設入所等の一時的な別居の場合	一時的な別居であることの事実が分かる書類 (住民票の添付不要)	①学生証 ②在学証明書 ③辞令 ④施設入所が確認できる書類 等
	上記以外のもの	送金書類 直近3箇月分 (住民票の添付不要)	「誰が誰にいついくら」送金したか客観的に確認できる書類 ①金融機関の振込票※3箇月分 ②入金・送金記録のある預金通帳 ※直近3箇月分が印字されているそれぞれのページ及び口座名義人が確認できるページ ③現金書留受付印のある封筒とその控え 等 (1人につき5万円以上かつ被扶養者の収入の1/2以上の送金が必要)※3箇月分

※ 別居については、続柄を問わず、送金書類や学生証の写し等の書類が必要となります。